

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
規制の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 核セキュリティ部門 二平 電話番号:03-5114-2100(内線:4070)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じておらず、ベースライン(TRU廃棄物(長半減期低発熱放射性廃棄物)の事業所外運搬に係る防護措置について事前の国の確認を要するとした状態)の変更の必要はない。また、TRU廃棄物の事業所外運搬について圧縮加工や固化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが低い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたこと、予定通りに便益が確保され、予定外の行政費用が生じていないことから、今後も現在の規制が維持されるのが適切である。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について、国に確認を求める申請手続を省略できる点で、本規制の事前評価後も関係事業者等が得られる便益が確保され、国の行政費用も生じていない。
(遵守費用)	原子力規制委員会規則で定めるところにより固化され、又は容器に封入されている場合に、事業所外運搬にあたって国の確認を要しないこととしたから、事業者には遵守費用は発生していない。
(行政費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから、行政費用は発生していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。
考察	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条第1項では、特定核燃料物質の事業所の外における運搬について所要の核物質防護措置を講じることを求めており、同条第2項では一定の場合に当該措置について国の確認を受けることを義務づけている。本改正は仏国から返還されるTRU廃棄物の運搬について、圧縮加工や固化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが低い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたことを踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第48条を改正し、特定核燃料物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより固化され、又は容器に封入されている場合に防護措置について国の確認を要しないことを規定し、国の確認の範囲を合理化したものである。 このことから、事前評価においては、関係事業者等における国への申請費用(書類の作成、提出等の費用)、国における規制導入後に要する費用(確認要員の増員費用)等の新たな費用が発生することはなく、また、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることを予測していた。 今般、事後評価において予測どおり、これら費用が発生せず、かつ、便益が確保されていることが確認されたことから、本改正の内容は適切であったと考えられる。
備考	